

多良木小学校「いじめ防止基本方針」

多良木町立多良木小学校

平成26年2月28日作成

多良木小学校「いじめ防止基本方針」

目 次

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	………… P 1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	………… P 2
	(4) 家庭や地域との連携	
	(5) 関係機関との連携	
3	いじめの定義	………… P 2
4	いじめ防止等の対策のための校内組織	………… P 3
	(1) 構成員（いじめ防止不登校対策委員会）	
	(2) 委員会の役割	
5	年間計画	………… P 4
	(1) 年間の取組についての検証を行う時期	
	(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期	
	(3) いじめの未然防止の取組と実施時期	
	(4) いじめの早期発見の取組と実施時期	………… P 5
6	いじめに対する措置	………… P 5
	(1) 情報と認識の共有化	
	(2) 対策の検討（いじめ防止対策委員会の招集・開催）	
	(3) 個別の対応	
	(4) 周囲の児童への対応	
	(5) 事後指導、態勢強化	
7	重大事態への対処	………… P 6
	(1) 学校による調査	
	ア 重大事態の発生と調査	
	(ア) 重大事態の意味	
	(イ) 重大事態が発生した場合の報告等	
	(ウ) 調査を行うための組織	
	(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(オ) 留意事項	
	イ 調査結果の提供及び報告	
	(ア) いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供	………… P 6
	(イ) 調査結果の報告	
8	いじめ対応マニュアル	………… P 7
9	いじめ防止及び早期発見、早期対応のための年間の取組計画	………… P 8

多良木小学校「いじめ防止基本方針」

目 次

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	………… P 1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	………… P 2
	(4) 家庭や地域との連携	
	(5) 関係機関との連携	
3	いじめの定義	………… P 2
4	いじめ防止等の対策のための校内組織	………… P 3
	(1) 構成員（いじめ防止不登校対策委員会）	
	(2) 委員会の役割	
5	年間計画	………… P 4
	(1) 年間の取組についての検証を行う時期	
	(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期	
	(3) いじめの未然防止の取組と実施時期	
	(4) いじめの早期発見の取組と実施時期	………… P 5
6	いじめに対する措置	………… P 5
	(1) 情報と認識の共有化	
	(2) 対策の検討（いじめ防止対策委員会の招集・開催）	
	(3) 個別の対応	
	(4) 周囲の児童への対応	
	(5) 事後指導、態勢強化	
7	重大事態への対処	………… P 6
	(1) 学校による調査	
	ア 重大事態の発生と調査	
	(ア) 重大事態の意味	
	(イ) 重大事態が発生した場合の報告等	
	(ウ) 調査を行うための組織	
	(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(オ) 留意事項	
	イ 調査結果の提供及び報告	
	(ア) いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供	………… P 6
	(イ) 調査結果の報告	
8	いじめ対応マニュアル	………… P 7
9	いじめ防止及び早期発見、早期対応のための年間の取組計画	………… P 8

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こり得ることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

○学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

○学校の教育活動全体を通して、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

○学校の教育活動全体を通じ、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

○すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

○いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

○いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また家庭や地域と連携して児童を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応することが必要である。

○本校職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

○いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。すべての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携

○社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

○より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように、家庭及び地域と組織的に連携・協働する体制を構築しておく。

(5) 関係機関との連携

○平素から、警察等の関係機関との情報共有体制を構築しておく。

3 いじめの定義 平成25年6月「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめほどの子どもにも起こり得るものであ

り、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止等の対策のための校内組織

(1) 構成員（いじめ防止不登校対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育担当、学年主任、養護教諭、で構成する。

また、いじめが生じた場合は、これに担任が加わり、事案によってはPTA会長及び外部専門家を加える。

(2) 委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に実施するための中核

5 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期



(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

- 第1回いじめ防止不登校対策委員会（7月実施）
- 第2回いじめ防止不登校対策委員会（11月実施）
- 第3回いじめ防止不登校対策委員会（2月実施）

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

- いじめはどの子どもにも起こり得ることから、すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。
- 未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いの良さや可能性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される人間関係・学校風土をつくとともに、本校職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<実施時期>

【全校で取組】

①心のきずなを深める月間の取組（5月～6月）

- ・心のきずなを深める宣言の決定
- ・心のきずなを深めるための標語作成

②人権週間の取組（12月）

- ・人権集会
- ・各クラスにおける人権宣言の決定
- ・人権に関する指導（授業参観で実施）

【各学年の取組】『命を大切に作る心』を育む指導プログラムより」

- 1年：「いやだったこと」、「みんなと一緒に」
- 2年：「わたしものれるようになりたい」、「ぼくのランドセル」
- 3年：「みんなで考えたこと」、「とびばこ」
- 4年：「しらんぷり」、「あなたたちに伝えたいこと」
- 5年：「友達って」、「この子とともに」
- 6年：「学級で話し合ったこと」、「つくられた差別とのたたかい」

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

- 本校職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。
- 日頃から児童のことを温かく見守ったり、欠席があった時には「愛の1・2・3運動」を行ったりすることで、児童及び保護者との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

<実施時期>

- ①連絡帳を通して、常にいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集に努める。
- ②校内アンケート調査（第1回：5月、第2回：9月、第3回：1月）と教育相談を行う。
- ③心のアンケート調査（11月）を実施し、必要に応じて教育相談を行う。

6 いじめに対する措置

- いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 本校職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

<対応：いじめ対応マニュアル（P7参照）>

(1) 情報と認識の共有化

- 正確な情報の収集と記録（児童・保護者・関係者からの聴き取り）
- 情報と現状認識の共有化
- 全職員の意思の統一

(2) 対策の検討（いじめ防止対策委員会の招集・開催）

- 対策の検討、役割分担
- 関係機関との連絡調整

※窓口の一本化

(3) 個別の対応

- 関係のある児童同士の接触の禁止（いじめられた児童やいじめた児童への対応）
- いじめの事実について、両者の保護者間での共通認識（関係児童の保護者への対応）

(4) 周囲の児童への対応

- 関係者への事実の説明と連携・協力の依頼（児童・PTA・地域関係者）
- 報道機関等への適切な対応

(5) 事後指導、態勢強化

- 計画的な継続観察と指導
- 関係者・機関等への適切な報告
- 事例の分析、改善案の立案、取組態勢の強化

7 重大事態への対処

(1) 学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企画した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

「相当の期間」

- 年間30日を目安

(イ) 重大事態が発生した場合の報告等

重大事態が発生した場合、多良木町教育委員会を通じて球磨教育事務所へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

(ウ) 調査を行うための組織

「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や報態様に応じて適切な専門家及びPTA会長を加える。調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする調査」では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(オ) 留意事項

重大事態が発生した場合には、児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信と個人のプライバシーに配慮する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供

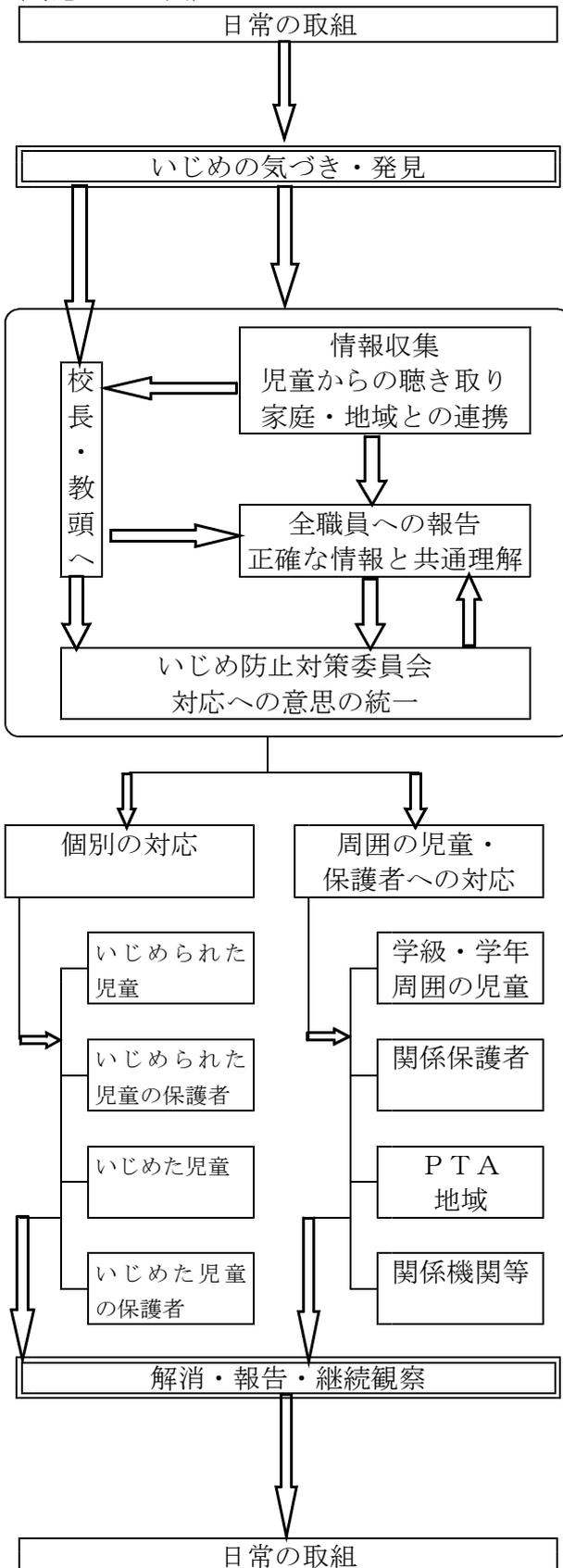
調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明をする。情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、多良木町教育委員会を通じて球磨教育事務所に報告する。

8 いじめ対応マニュアル

(対応フロー図)



- ① 学校の対応組織づくり
 - ※いじめ防止対策委員会の設置
 - ※学校・家庭・地域の連携
- ② いじめの早期発見
 - ※定期的なアンケート等による実態把握
 - ※日記等
 - ※教育相談、家庭・地域との連携等
 - ※「愛の1・2・3運動」
- ③ 情報と認識の共有化
 - ※正確な情報の収集と分析を行う
 - ※情報の共有化を図る
 - ※現状認識の共通理解を図る
- ④ 対策の検討
 - ※対策の検討と役割分担・調整
 - ※対応への全職員の意味の統一
 - ※関係機関との連携・調整
- ⑤ 個別の対応
 - ※いじめられた児童と保護者への対応
 - ※いじめた児童と保護者への対応
 - ※いじめの事実について、保護者間の共通認識を図る
- ⑥ 周囲の児童・保護者への対応
 - ※学級や周囲の児童への対応
 - ※学級（学年）の児童の保護者への対応
 - ※PTAとの連携・協力
 - ※地域との連携・協力
 - ※関係機関との連絡・調整
 - ※警察・病院等への連絡・調整
 - ※報道機関への適切な対応
- ⑦ 事後指導
 - ※関係者・機関等への適切な報告
 - ※長期間の継続観察と指導
 - ※事例の分析、改善策の立案
- ⑧ 体制の強化
 - ※総合的な取組体制の強化

9 いじめ防止及び早期発見、早期対応のための年間の取組計画

	年間の取組	いじめ防止対策	早期発見・早期対応の取組
4月	①支持的風土のある学級 集団づくり	・職員会議で「いじめ防止 対策基本方針」について の周知 ・児童理解の日	・授業参観 ・学年・学級懇談会 ・家庭訪問
5月	②児童相互、児童と教師、 保護者と教師の信頼関 係づくり	・児童理解の日	・「心のきずなを深める」ための 標語作成（親子で標語づくり） ・いじめアンケートの実施と分析
6月	③「わかる授業」づくり	・心のきずなを深める月間 の取組 ・児童理解の日	↓ ・教育相談の実施 ・人権集会
7月	④徹底指導と能動型学習 のメリハリのある授業 づくり	・第1回いじめ防止不登校 対策委員会 ・児童理解の日	・授業参観 ・学年・学級懇談会 ・第1回学校評議員会
8月	⑤言語活動の充実	・PTA行事や学習指導日 の観察と情報収集	・保護者との教育相談 ・職員研修（いじめ防止と解消）
9月	⑥日常的な児童の観察	・児童理解の日	・いじめアンケートの実施と分析
10月	⑦豊かな体験活動	・児童理解の日	↓ ・教育相談の実施
11月	⑧道徳教育の推進 ⑨人権学習の充実	・第2回いじめ防止不登校 対策委員会 ・児童理解の日	・心のアンケートの実施と分析 ・保護者アンケートの実施と分析
12月	⑩児童理解の日の設定 ⑪「愛の1・2・3運動」 の実施	・人権週間の取組 ・児童理解の日	↓ ・保護者との教育相談 ・授業参観（人権学習） ・学年・学級懇談会 ・第2回学校評議員会
1月		・性教育週間の取組 ・児童理解の日	・授業参観（性教育）
2月		・第3回いじめ防止不登校 対策委員会 ・児童理解の日	・いじめアンケートの実施と分析 ・教育相談の実施 ・第3回学校評議員会及び校内評 価委員会
3月		・児童理解の日	・年間まとめと次年度への志向